かめおか児童クラブのご案内

【令和8年度入会案内】

○年度当初（4月）入会受付

日　程	受付方法、場所
令和7年12月5日（金）～18日（木） **（土・日を除く）** **午前9時～午後7時（正午～午後1時を除く）** **◎6日（土）、14日（日）は休日窓口を開設します。** ※　この期間を過ぎると、令和8年4月から入会いただくことはできません。 （ただし、市外から転入された方は除きます）。	①窓口申請 市役所4階401会議室 ②オンライン申請（月額利用者のみ） 年度当初受付のみ、オンラインでの申請が可能です（一時利用、減免申請は窓口での手続きをお願いします）。 ＱＲコードはこちら→

※オンライン申請の場合、申請者本人確認書類の写真データ添付が必要です。
（免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

☆申請にあたっては、この入会案内をお読みいただきますようお願いします。
☆5月以降の入会希望者は4月1日（水）から社会教育課の窓口で随時受け付けます。
入会希望日の14日前までに申請してください。
初めて入会される方は、期限に関わらず早めの申請をお願いします。
☆夏季休業期間（7月21日～8月28日）、冬季休業期間（12月25日～1月6日）、学年末休業期間（3月25日～31日）については、申請期間が異なりますのでご注意ください（4ページをご確認ください）。
☆申請書等は、亀岡市ホームページからダウンロードできます。
☆オンライン申請を利用された方は、申請から1か月以内に添付書類の原本を社会教育課または各児童クラブへ提出してください。

亀岡市教育委員会　社会教育課（市役所４階）

〒621-8501　亀岡市安町野々神８番地
℡　0771(25)5199（直通）
E-mail:syakai-kyouiku@city.kameoka.lg.jp

■目的

亀岡市立の各小学校・義務教育学校（前期課程）に在学する児童で、保護者が就労で不在等の理由により保育を受けることができない児童を対象に、学校の余裕教室等の施設を活用して、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

■対象等

亀岡市立の各小学校・義務教育学校（前期課程）に在学する１～６年生の児童で、以下のいずれかに該当する児童を対象とします。

① 保護者及び同居の親族その他の者（以下「保護者等」という。）が、就労等により日常家庭を留守にするなど、昼間家庭において保育を受けることができない児童

・就　　労　　月～金曜日の３日以上、かつ１４時以降の勤務がある方
※土曜日・日曜日・祝日・長期休業日入会をご希望の場合は利用する日の勤務がある方が対象となります。
※長期休業日のみの入会については、月～金曜日の週３日以上の勤務かつ、午前中勤務の方も対象となります。

・農業従事　　耕作面積が３，０００㎡（３０ａ）以上の方

・求職中　　現在求職活動中で自宅での保育ができない方
ただし、利用開始から２か月以内のみ利用可能

②保護者等が病気（入院・通院）や看護、出産、心身に障がいがあるため、昼間家庭において保育を受けることができない児童

・病　　気　　医療機関（医師）による診断書で記載された入院及び通院が必要とされる期間のみ利用可能

・看　　護　　医療機関（医師）による診断書及び申出書で記載された看護期間のみ利用可能

・出　　産　　産前２か月、産後３か月以内において利用可能

・心身に障がいがある方（手帳の交付を受けている）　　身体障害者手帳…再認定期日まで利用可能(有期認定の場合)
療　育　手　帳…次回判定年月まで利用可能(有期認定の場合)
精神障害者保健福祉手帳…有効期限まで利用可能

■開設期間及び開設時間等

➢開設期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

※ただし、次に定める日を除く
・８月１３日から８月１６日まで
・１２月２９日から１月３日まで
◎亀岡市内に気象警報・熱中症特別警戒アラート等が発表されたとき

➢開設時間

開 設 日	時　　間
平日（月～金曜日）	授業終了後から午後７時まで **※入学式等は、行事終了後から午後７時まで** （育親学園（本梅・畑野・青野）は、バスの待機時間及び送迎時間も含みます）
土曜日・日曜日・祝日・長期休業日・運動会等の代休日	午前８時から午後７時まで ※開設時間前の受け入れはできません。 ※勤務時間等に合わせて送迎をお願いします。

※帰宅時の安全確保のため、**原則保護者等のお迎え**としています。
保育は勤務証明書等に基づきます。児童クラブ終了時間に関わらず、勤務が終わり次第お迎えをお願いします。

➢入会場所

【平日】

かめおか児童クラブ		かめおか児童クラブ	
１	亀岡小学校	１２	城西小学校
２	安詳小学校	１３	詳徳小学校
３	東別院小学校	１４	南つつじケ丘小学校
４	西別院小学校	１５	亀岡川東学園
５	曽我部小学校	１６	育親学園（本梅）
６	吉川小学校	１７	育親学園（畑野）
７	薙田野小学校	１８	育親学園（青野）
８	大井小学校	**（育親学園）** 入会を希望する児童クラブを選択してください。 一斉下校後から育親学園で開設し、順次スクールバスで３か所に送り届けます。	
９	千代川小学校		
１０	保津小学校		
１１	つつじケ丘小学校		

【土・日・祝日】

安詳小：亀岡市篠町篠中北裏６８番地（篠町自治会内）
大井小：亀岡市大井町土田２丁目１１番２０号（メディアス亀岡内）
城西小：亀岡市余部町前川原４６番地（城西小学校内）

※土・日・祝日等は、上記３か所から入会を希望する児童クラブを選択してください。
原則、土・日・祝日等の利用は同じ児童クラブとします。

■負担金、スポーツ安全保険について

◎負担金　入会区分ごとの負担金（月額、日額）が必要です。

原則口座振替でのお支払いをお願いします。口座振替の手続きは負担金の有無にかかわらず、入会児童ごとに行ってください。

振替日は、各月末です。月末が金融機関休業日の場合は、その翌営業日になります。

※口座振替手続きは、取扱金融機関または社会教育課で行ってください。
取扱金融機関に口座をお持ちでない方は、納付書でのお支払いをお願いします。

区　分	月　額	日　額
通常利用（平日）	６，０００円	
土曜日利用（祝日含む）	１，０００円	
日曜日利用（祝日含む）	１，０００円	
一時利用　※日単位での入会／月１２日まで利用可能		５００円

・同一世帯において２人以上の児童が利用する場合、**上の学年の児童分の負担金が無料となります**(以下の例を参照してください)。

【例】　児童Ａ（１年生)、児童Ｂ（３年生）２人入会される場合

①児童２人が通年入会（月額）で**同じ月に利用**

	月　額
児童Ａ	６，０００円
児童Ｂ	無料

→児童Ｂの負担金が無料となります。

②児童Ａが通年入会（月額)、児童Ｂが一時利用（日額）で**同じ月に利用**

	月　額	日　額
児童Ａ	６，０００円	
児童Ｂ		無料

→児童Ｂの一時利用分（日額）が無料となります。

③児童Ａと児童Ｂともに一時利用（日額）

	利用日	日　額
児童Ａ（３日利用）	４月３日、４月４日、４月５日	１，５００円
児童Ｂ（３日利用）	４月３日、４月４日、４月７日	５００円

⇒２人が同日に利用した児童Ｂの日数分が無料となります。

児童Ｂは同日利用していない４月７日分の負担金が発生します。

◎スポーツ安全保険

児童の活動時間内及び出席・帰宅時等の万一の事故やケガ等に対応するため、必ず加入していただくものです。

スポーツ安全保険掛金　【年額】	８００円

・保険期間
　加入手続完了日の翌日午前０時から（当該年度の）３月３１日午後１２時まで

・加入区分：　子どもの団体Ａ１
　○対　象　範　囲：かめおか児童クラブ活動時間内及び出席・帰宅時
　○傷害保険金額：通院（１日につき）　１，５００円
　　入院（１日につき）　４，０００円
　○賠償責任保険支払限度額：(対人・対物合算　１事故)　５億円
　※上記以外の詳細については、お問い合わせください。

◎その他

・入会される児童クラブによって、保護者会等の規定による行事費等の負担が必要な場合があります。

・入会後、１日も出席されなかった場合でも、入会期間の終了または退会の手続きを行うまでは、負担金の納付が必要です。

■入会申請手続きについて

入会申請手続きは、社会教育課で受け付けます。
長期休業期間の受付期間が異なりますので、ご注意ください。
別紙申請に必要な書類にスポーツ安全保険掛金を添えて提出してください。
年度内に再度入会される場合は、各児童クラブで申請していただくこともできます。

受付期間

〇随時入会（夏季・冬季・学年末休業期間を除く）【５月１日～令和９年３月３１日】
　　入会を希望される１４日前まで
〇夏季休業期間【7月21日～8月28日】
　　６月３０日（火）まで
〇冬季休業期間【１２月２５日～令和９年１月６日】
　　１１月３０日（月）まで
〇学年末休業期間【令和９年３月２５日～３１日】
　　令和９年２月２６日（金）まで

ご注意ください！
期間ごとに申請期限が異なります

必ず提出が必要なもの

●かめおか児童クラブ入会申請書

・入会を希望する児童１人につき１枚提出してください。
・児童の家族構成欄には、保護者等についてもれなく記入してください。

●各証明書

・児童と同居している保護者等で１８歳以上６５歳未満の方すべてについて、次のうち該当する理由に関する証明書を提出してください。

◎就労を理由とする場合 → 勤務証明書（勤務先で証明）

◎農業従事を理由とする場合 → その他証明書等（耕作状況申告書）、同意書

農業従事状況を該当者自身で記入し、同意書を添えて提出してください。

◎出産を理由とする場合 → その他証明書等（出産(予定)申告書）

保護者等（出産者）で記入し、親子健康手帳（氏名、現在妊娠週数、出産予定日、出産日の記載の部分）の写しを添付してください。

◎病気や看護を理由とする場合 → その他証明書等（診断書・申出書）

診断書は医療機関（医師）で記入いただき、申出書は保護者等で記入してください。
身体障害者手帳等の交付がある場合、手帳の写しを添付してください。

◎その他の場合

学生の場合、在学状況の確認のため、令和８年度の在学証明書の原本または学生証の写しを提出してください。

必要に応じて提出してください

➪生活保護法の規定による被保護世帯、令和７年度市民税非課税世帯等で負担金の減免を申請する場合

●かめおか児童クラブ負担金減免申請書(兼かめおか児童クラブ入会申請書)

⇒入会申請書の該当箇所に記入をお願いします。入会後の減免申請については、随時申請書を提出ください（記入例を参照してください)。

① 生活保護世帯の場合

・「生活保護受給証明書」を添付

市役所１階地域福祉課（１８番窓口）で交付を受けてください。

② 市民税非課税世帯の場合

・「令和７年度市府民税非課税証明書」を添付(令和6年1月1日～１２月３１日分)

市役所１階税務課（１０番窓口）で交付を受けてください。

▼世帯内で成人されている方（１８歳以上６５歳未満）の方全員の証明が必要です。

▼令和７年１月１日現在の住所地で手続きしてください。

③その他の理由により負担金の減免を希望する場合

・災害その他の理由により負担金を納入することが困難な場合は、手続きにより、教育長が必要と認めた額を減免します。

・り災証明書等、減免を受けようとする理由を証明する書類等を添付してください。

・場合により、追加の書類提出を求めることがあります。

■入会の決定について

提出書類を審査のうえ、入会が適当と認めたときは、**「かめおか児童クラブ入会承認通知書」**により、保護者等に通知します。

■退会について

◎退会されるときは、**退会する月の前月末日までに「かめおか児童クラブ退会届」**を提出してください。

月の途中で退会される場合も、入会月分までの負担金が必要です。

◎次に該当する場合は、退会いただくことがあります。

①入会中の児童が家庭での保育が可能になったと認められる場合

②５日以上無断で欠席をした場合

③負担金を２か月分以上納期限内に納付しない場合

④申請・届出内容に虚偽がある、または申請内容変更時に届出を行わなかった場合

⑤児童の過ごし方のルールを守れなかったり、集団生活を乱す行動が重なった場合

＜過ごし方のルール＞　集団生活の場となりますのでルールを守りましょう！

◎児童クラブの先生の指示に従いましょう。
◎児童クラブの教室に入るとき、帰るときは、あいさつをしましょう。
◎お昼のお弁当・おやつの前・トイレの後は手を洗いましょう。
◎宿題・遊びの時間を守りましょう。
◎周りの友達と仲良くしましょう。
◎友達や先生のいやがる言葉や行動はやめましょう。
◎教室の机やイス、おもちゃなど、みんなで使う物は大切にしましょう。

■提出書類についての注意事項①

◎提出書類に不備がある場合は、受け付けできません。
◎**かめおか児童クラブ負担金に滞納があると、滞納分を納付するまでは受け付けできません。**
◎**申請または提出する届出に虚偽の内容があった場合は、退会いただくことがあります。**
◎年度途中の入会申請については、**入会希望日の１４日前までに申請してください。**
◎初めての入会の方については面談等がありますので、申請期間にかかわらず早めの申請をお願いします。
◎入会審査時に提出書類に不明な点があれば、保護者等に問い合わせることがあります。
回答いただけない場合は、入会を認められないことがあります。
◎住所や家庭状況、勤務状況等、提出書類の記載内容に変更がある場合は、変更届または申出書に必要な書類を添付し、直ちに各校児童クラブに提出してください。
◎**住民票住所と現在居住地が違う場合は、送付先設定申出書を提出してください。**
◎同じ年度内で再入会される場合（長期休業日のみ利用されている方など）も各種証明書は必要になりますが､「前の退会日から２か月以内に再度入会を申請する」場合は不要です。
※退会後２か月を過ぎると、勤務証明が必要です。
（例：４月末で退会される場合、６月１日から再度入会を申請される場合、申請書のみ提出をいただけば再度申請できますが、７月１日以降であれば再度勤務証明書等が必要になります。）

■提出書類についての注意事項②

●文字訂正について

◎各種証明書に記入した事項を訂正する場合は、二重線で訂正いただき、訂正部の下部に「訂正した日付、訂正者の名前」を記入、もしくは訂正印を押印してください。
※修正液・修正テープ等で修正された書類は受付できません。
（記入例）
①日付・訂正者の名前の記載による訂正の場合
氏名：亀岡　太郎　　→　　氏名：亀岡　~~太郎~~　次郎
（△年△月△日　亀岡次郎　訂正）
②訂正印による訂正の場合
氏名：亀岡　太郎　　→　　氏名：亀岡　~~太郎~~　次郎　**印**

■気象警報・熱中症特別警戒アラート発表に伴う対応について

※スクリレにも情報を配信します。

（通常授業日の場合）

◎登校前に警報が発表された場合
・学校が休校になれば、児童クラブを開設しません。

◎学校授業時間帯に警報が発表された場合
・授業が切り上げられた場合は、児童クラブを開設しません。

◎かめおか児童クラブ開設中に警報が発表された場合
・開設中に警報が発表された場合は、児童クラブ職員が保護者等に連絡をしますので、各児童クラブへお迎えをお願いします。

◎熱中症特別警戒アラートが発表された場合
・翌日の児童クラブを閉会します（翌日の暑さ指数の最高値が３５以上になると予想される場合に前日の午後２時頃に環境省から発表されます）。

（土・日・祝日及び夏休み等の長期休業日の場合）

◎午前７時までに警報が発表された場合・・・自宅待機してください

◎午前９時現在で警報継続中のとき・・・児童クラブを開設しません

◎午前９時現在で警報解除されたとき・・・児童クラブを開設します

◎児童クラブ開設中に警報が発表された場合・・・
児童クラブ職員が保護者等に連絡をしますので、各児童クラブへお迎えをお願いします

※学校と同様に「亀岡市」に警報が発表された場合

「京都府南部」や「京都・亀岡」と発表されていても亀岡市が対象となっていないことがありますので、ご注意ください。

※児童クラブを閉会した場合であっても、負担金の減額等はできません。

■学年・学級閉鎖に伴う対応について

◎インフルエンザ等罹患に伴う学年・学級閉鎖の場合は、対象の学年・学級の児童は児童クラブもお休みいただきます。

◎全学年閉鎖の場合は、児童クラブを閉会します。

◎学年・学級閉鎖に伴い児童クラブを欠席された場合であっても、負担金の減額等はできません。